

# 初 回 認 定 申 請 書

(ラボラトリ)

JAB への提出日を記入  
(作成日ではない)

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

公益財団法人 日本適合性認定協会  
理事長 殿

法人住所 〒登記された法人住所（登記簿上の主事務所住所）

法人名称 登記された法人名称（登記簿上の名称）

法人代表者役職 上記の代表者役職 氏名 上記代表者の氏名

下記の認定基準に基づき、ラボラトリ認定のための申請をします。

押印は不要

該当する項目にチェック

記

1. 認定基準： JIS Q 17025:2018 (ISO/IEC 17025:2017) (Option A)  
 JIS Q 17025:2018 (ISO/IEC 17025:2017) (Option B)

2. 機関名称・所在地：別紙のとおり

注) 国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) は、その略称である“ISO (iso)”及び“IEC (iec)”を、組織等の名称、略称又は商標 (又はその一部) 若しくは当該組織等のインターネットのドメインネーム (又はその一部) として無断で使用することを禁止しています。それらを使用している場合、ISO 又は IEC より使用許諾を得ている旨の証拠を併せてご提出下さい。

3. 申請認定範囲：別紙のとおり

4. 外部からの試験・校正・サンプリングの引受について：別紙のとおり

以 上

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙 1

### 【外部からの試験・校正業務の引受について】

引受の際に JAB ウェブサイトに掲載したい条件がある場合は（条件： ）欄に記載してください。  
（例：〇〇試験は引受不可 / 〇〇試験のみ引受可 / 〇〇試験を除く / グループ内企業に限る）

- 専ら外部からの試験・校正業務を引受  
 外部からの試験・校正業務も引受  
 外部からの試験・校正業務の引受不可  
（条件：

該当する項目にチェック  
条件があれば（条件：）欄に記入

### 【連絡窓口】 [こちらに記載いただいた方へ、全てのご連絡を差し上げます。](#)

氏 名 \_\_\_\_\_ 役 職 \_\_\_\_\_  
 所 属 \_\_\_\_\_  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
 e-mail \_\_\_\_\_  
 URL \_\_\_\_\_

注) 認定後、認定情報と併せて、この欄に記載の連絡先住所、TEL、FAX、URL を JAB ウェブサイトに掲載します。

### 【認定申請書別紙2 記入上の注意事項】 ※ 記載例も併せてご確認ください。

- 申請書別紙の認定番号の欄は、初回申請においてはブランクのまま提出して下さい。
- 太枠内は記載された通りに認定証に反映されますので、よく内容をご確認の上、記入して下さい。チェックボックスは、該当する項目に☑をご入力下さい。
- 事業所が複数の地番を持って近い範囲に散在する場合には、それらを代表してそのうち一つの事業所名称及び所在地のみを記載することができます。但し、互いに直線距離で 10km 以上離れた事業所は、必ずそれぞれ別の事業所名称及び所在地として記載して下さい。一つの事業所において、10km 未満の距離で地番の異なる事業所がある場合は、その所在地を並記して下さい。
- 試験・校正を実施する事業所は、事業所毎に認定範囲を記載して下さい。事業所が複数ある場合は、コピー&ペーストして追加して下さい。
- 試験・校正を実施する事業所の別紙 2 は校正機関、試験所毎に異なります。試験所の場合は分野ごとの表を使用して下さい。
- 試験・校正以外の主たる活動を行う事業所については、校正機関、試験所（各試験分野共通）別の 2通りとなっております。
- 認定範囲に意見及び解釈を含む場合には、校正手順書または、試験規格毎に「意見及び解釈を含む」旨を明記した上で、JAB 事務局までご連絡下さい。
- 更新及び認定範囲拡大の申請の場合は、既認定範囲から見え消しで加筆修正（Ms-Word の変更履歴機能を使用）して下さい。
- 拡大申請書/変更届で認定範囲表記の変更を申請/届け出る場合は、本申請書別紙に既認定範囲から見え消しで加筆修正（Ms-Word の変更履歴機能を使用）したものを添付して下さい。
- 上記いずれの場合も、申請書別紙は、Ms-Word ファイルをメール添付、又はインターネットストレージ経由でご提出下さい。
- 単位・記号の入力に際しては、国際単位系（SI）に基づき、正しい SI 表記となるよう入力して下さい。JAB NL512「単位や学名等の記載方法について」もあわせてご参照ください。

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号	
------	--

## 認定申請書 別紙2 (校正機関)

-1/2-

試験所・校正機関の別	校正機関
機関名称	認定証に記載する機関名称 (申請認定範囲と整合する名称が望ましい)
機関所在地	認定証に記載する機関所在地 (申請認定範囲に含む事業所のいずれかを記入)
マネジメントシステム要求事項	<input type="checkbox"/> Option A <input type="checkbox"/> Option B

該当する項目にチェック

※対象事業所が複数ある場合は、事業所毎にコピー＆ペーストで欄を増やしてご記入ください。

### 1) 校正を実施する事業所

事業所名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単一事業所の場合は機関名称と同じ名称</li> <li>・ 複数事業所の場合は各事業所の名称</li> </ul>	
同 所在地	〒	
	住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単一事業所の場合は機関所在地と同じ住所</li> <li>・ 複数事業所の場合は各事業所の住所</li> </ul>
恒久的施設で行う校正か、現地校正かの別	<input type="checkbox"/> 恒久的施設で行う校正 <input type="checkbox"/> 現地校正	

該当する項目にチェック

上記所在地から 10 km 未満の距離で地番が異なる事業所の所在地 (該当する場合のみ記載)	申請認定範囲に含む上述とは別の事業所がある場合、該当する所在地をすべてご記入ください。 (注: ここに記入した事業所は認定証には記載されません)
--	---

### 認定範囲

分類コード 測定対象量/ 校正品目	校正範囲	拡張不確かさ <sup>1)</sup>	校正手順書・備考
認定範囲の記入例は、JAB ウェブサイトー認定された校正機関の各認定情報をご参照ください。 <a href="https://www.jab.or.jp/system/service/calibrationlaboratories/accreditation/">https://www.jab.or.jp/system/service/calibrationlaboratories/accreditation/</a>			
1)	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
【注記】			

## 【認定番号】

更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (校正機関)

-2/2-

## 2) 1)以外の事業所で主たる活動を行う事業所

事業所名称	各事業所の名称 (該当がない場合は「該当なし」と記載)	
同 所在地	〒	
	住所	各事業所の所在地
事業所が実施する主たる活動 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 方針の作成 <input type="checkbox"/> プロセス及び/又は手順の開発 <input type="checkbox"/> 契約内容の確認 <input type="checkbox"/> 校正の計画 <input type="checkbox"/> 校正結果のレビュー <input type="checkbox"/> 校正結果の承認及び決定	

該当する項目にチェック

## 【事業所が実施する主たる活動の例】

試験・校正の実施

該当する場合、サンプリング、試料の一時保管及び搬送、試験片の加工等を含む

方針の作成

経営方針、事業計画の策定、マネジメントレビュー/内部監査等の計画  
品質マニュアルの策定

プロセス及び/又は手順の開発

試験・校正手順書の作成、試験・校正業務のプロセス/工程の策定

契約内容の確認

試験・校正依頼の受注決定

試験・校正の計画

試験・校正業務の工程計画、試験・校正実施納期の管理

試験・校正結果のレビュー

試験・校正結果の評価/チェック

試験・校正結果の承認及び決定

試験・校正結果報告書の承認、発行の承認

## ※ 補足事項

各活動を実施する要員が、機関の組織上所属する事業所と、活動を実施する事業所とが異なる場合、後者の事業所を指します。

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号	
------	--

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

試験所・校正機関の別	試験所	
機関名称	認定証に記載する機関名称（申請認定範囲と整合する名称が望ましい）	
機関所在地	認定証に記載する機関所在地（申請認定範囲に含む事業所のいずれかを記入）	
マネジメントシステム要求事項	<input type="checkbox"/> Option A	<input type="checkbox"/> Option B

該当する項目にチェック

※対象事業所が複数ある場合は、事業所毎にコピー＆ペーストで欄を増やしてご記入ください。

※常に規格の最新版を使用する場合は、年号及び/又は版番号の表記は不要です。

旧規格を使用する場合は、年号及び/又は版番号を付記してください。

新規格と旧規格の両方を使用する場合は、発行年の付記されない規格番号と、旧規格の年号及び/又は版番号を付記した規格番号の両方を併記してください。ただし、電気試験分野において同一規格番号の最新版、旧版の両方を使用する場合は、年号及び/又は版番号の付記は不要です（この場合、当該規格の項番号は最新版のものを記入してください）。

(NL520 4.2.2.2.3.1 b) 参照)

### 1) 試験を実施する事業所

事業所名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単一事業所の場合は機関名称と同じ名称</li> <li>・ 複数事業所の場合は各事業所の名称</li> </ul>	
同 所在地	〒	
	住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単一事業所の場合は機関所在地と同じ住所</li> <li>・ 複数事業所の場合は各事業所の住所</li> </ul>
恒久的施設で行う試験か、 現地試験かの別	<input type="checkbox"/> 恒久的施設で行う試験 <input type="checkbox"/> 現地試験	該当する項目にチェック

上記所在地から 10 km 未満の距離で地番が異なる事業所の所在地（該当する場合のみ記載）	申請認定範囲に含む上述とは別の事業所がある場合、該当する所在地をすべてご記入ください。 （注：ここに記入した事業所は認定証には記載されません）
---	--

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-2/23-

## &lt;記入例：電気試験&gt;

## 認定範囲

分野	M21 電気試験
----	----------

分類コード及び名称	試験規格
M21.4 電磁両立性試験 M21.4.1 連続性伝導妨害波試験	ANSI C63.4 7 FCC Part 15 Subpart B Section 15.107 Part 18 Section 18.307 CISPR 11 (10 項、12 項を除く) EN 55011 (10 項、12 項を除く) AS/NZS CISPR 11 (10 項、12 項を除く) CISPR 13 (6 項を除く) EN 55013 (6 項を除く) AS/NZS CISPR 13 (6 項を除く) CISPR 14-1 (8 項を除く) EN 55014-1 (8 項を除く) AS/NZS CISPR 14.1 (8 項を除く) CISPR 22 (7 項を除く) EN 55022 (7 項を除く) AS/NZS CISPR 22 (7 項を除く) IEC 61000-6-3 (8 項を除く) EN 61000-6-3 (8 項を除く) IEC 61000-6-4 (8 項を除く) EN 61000-6-4 (8 項を除く) ICES-001 ICES-003 IEC 61131-2 EN 61131-2 IEC 61204-3 EN 61204-3 IEC 61326-1 EN 61326-1 IEC 61326-2-6 EN 61326-2-6 IEC 60601-1-2 EN 60601-1-2 EN 50270 VCCI 技術基準 ※1
M21.4 電磁両立性試験 M21.4.4 電気通信ポートにおける妨害波測定	CISPR 22 (7 項を除く) EN 55022 (7 項を除く) AS/NZS CISPR 22 (7 項を除く) IEC 61000-6-3 (8 項を除く) EN 61000-6-3 (8 項を除く) IEC 61000-6-4 (8 項を除く) EN 61000-6-4 (8 項を除く) ICES-003

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙 2 (試験所)

-3/23-

分類コード及び名称	試験規格
	IEC 61131-2 EN 61131-2 IEC 61204-3 EN 61204-3 IEC 60601-1-2 EN 60601-1-2 EN 50270 VCCI 技術基準
M21.4 電磁両立性試験 M21.4.5 磁界強度試験 (30 MHz 未満)	FCC/OST MP5 4.6 ANSI C63.4 8 FCC Part 15 Subpart B Section 15.109 Part 18 Section 18.305 CISPR 11 (10 項、12 項及び表 13 のバンビーンループ法を除く) EN 55011 (10 項、12 項及び表 13 のバンビーンループ法を除く) AS/NZS CISPR 11 (10 項、12 項及び表 13 のバンビーンループ法を除く) IEC 61204-3 EN 61204-3 IEC 61326-1 EN 61326-1 IEC 61326-2-6 EN 61326-2-6 IEC 60601-1-2 EN 60601-1-2 ICES-001 IEC 61000-6-4 (8 項を除く) EN61000-6-4 (8 項を除く)
<b>【注記】</b> ※1：意見及び解釈を含む	

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-4/23-

<記入例：電気試験（フレキシブルな認定範囲）>  
例1 認定範囲分類コードがクラス2までである場合

認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M21 電気試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input checked="" type="checkbox"/> 試験品目 (materials / products) <input checked="" type="checkbox"/> 試験種類 (type) <input type="checkbox"/> 試験方法 (method)

試験品目 (materials / products)	試験種類 (type)		試験方法 (method) 試験規格/ 標準作業手順
—	M21.4 電磁両立性試験	M21.4.1 連続性伝導妨害波試験 M21.4.3 不連続性伝導妨害波試験 M21.4.4 電気通信ポートにおける 妨害波測定	※
	M21.4 電磁両立性試験	M21.4.5 磁界/電界強度試験 ( 30 MHz 未満) M21.4.6 電界強度試験 ( 30 MHz ~ 1 GHz ) M21.4.7 電界強度試験 ( 1 GHz 以上)	※
車載機器	M21.4 電磁両立性試験	M21.4.2 連続性伝導妨害波試験 (車載機器) M21.4.8 電界強度試験 (車載機 器)	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのパフレットに掲載			



【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-5/23-

<記入例：電気試験（フレキシブルな認定範囲）>  
例2 認定範囲分類コードがクラス1までしかない場合

認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M21 電気試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input checked="" type="checkbox"/> 試験品目 (materials / products) <input checked="" type="checkbox"/> 試験種類 (type) <input type="checkbox"/> 試験方法 (method)

試験品目 (materials / products)	試験種類 (type)		試験方法 (method) 試験規格/ 標準作業手順
—	M21.5 環境試験  温度試験	M21.5.1 低温（耐寒性）試験 M21.5.2 高温（耐熱性）試験 M21.5.3 温度変化試験 M21.5.5 高温高湿定常試験 M21.5.6 温湿度サイクル（12+12 時間サイクル）試験	※
	M21.5 環境試験  振動試験	M21.5.18 正弦波振動試験	※
電線	M21.16 電線・ケーブル	加熱炉耐火試験 高難燃性試験 耐熱試験 ケーブル燃焼試験 発煙性試験 摩耗試験	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのウェブサイトに掲載			

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-6/23-

## &lt;記入例：機械・物理試験&gt;

## 認定範囲

分野	M25 機械・物理試験
分類コード	M25.A1.1
分類名称	鉄鋼・非鉄金属

技術分類コード及び名称	試験規格（項目）又は 標準作業手順書（項目）	試験条件等
B13.1 引張・伸び試験	EN 10002-1 EN 10002-1 : 1990	試験力 < 500 kN, 試験片：丸棒試験片
B13.4.1 シャルピー衝 撃試験	JIS Z 2242	-150 °C ≤ 試験温度 ≤ 50 °C 吸収エネルギー ≤ 500 J 衝撃刃先端 R : KV2, KU2
	ASTM E23	-150 °C ≤ 試験温度 ≤ 50 °C 吸収エネルギー ≤ 490 J
【注記】		

## 認定範囲

分野	M25 機械・物理試験
分類コード	M25.A3.1
分類名称	コンクリート

技術分類コード及び名称	試験規格（項目）又は 標準作業手順書（項目）	試験条件等
B13.3.1 曲げ試験	JIS A 1106	
B13.2.1 一軸圧縮試験	JIS A 1107 (4 を除く)	試験荷重 ≤ 3000 kN
【注記】		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-7/23-

<記入例：機械・物理試験（フレキシブルな認定範囲）>

例1 要素Ⅰ：試験品目 (materials/products) を固定した場合

認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M25 機械・物理試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input checked="" type="checkbox"/> 試験品目 (materials / products) <input type="checkbox"/> 試験種類 (type) <input type="checkbox"/> 試験方法 (method)

試験品目 (materials / products)	試験種類 (type)	試験方法 (method) 試験規格／標準作業手順
M25.A7.2 自動車用部品	※	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのウェブサイトに掲載		

<記入例：機械・物理試験（フレキシブルな認定範囲）>

例2 要素Ⅱ：試験種類 (type) を固定した場合

認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M25 機械・物理試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input type="checkbox"/> 試験品目 (materials / products) <input checked="" type="checkbox"/> 試験種類 (type) <input type="checkbox"/> 試験方法 (method)

試験品目 (materials / products)	試験種類 (type)	試験方法 (method) 試験規格／標準作業手順
※	B13.1 引張・伸び試験 B13.2 圧縮試験 B13.3 曲げ・杭折試験 B13.4 衝撃試験 B13.6 硬さ試験 B13.16 クリープ試験	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのウェブサイトに掲載		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-8/23-

<記入例：機械・物理試験（フレキシブルな認定範囲）>

例3 試験品目 (materials/products) 及び試験方法 (method) を固定した場合

認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M25 機械・物理試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input checked="" type="checkbox"/> 試験品目 (materials / products) <input type="checkbox"/> 試験種類 (type) <input checked="" type="checkbox"/> 試験方法 (method)

試験品目 (materials / products)	試験種類 (type)	試験方法 (method) 試験規格／標準作業手順
M25.A1.1 鉄鋼・非鉄金属	※	JIS G 0601 JIS H 3100
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのウェブサイトに掲載		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-9/23-

## &lt;記入例：化学試験&gt;

## 認定範囲

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A8
分類名称	樹脂・ゴム

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B3.6 質量分析Ⅰ：GC/MS	50 mg/kg ≤ PBBs、PBDEs	・ IEC 62321 Annex A 一部変更（定量下限の拡大）
B3.7 質量分析Ⅱ：ICP-MS	Hg	・ IEC 62321-4
	Cd、Pb、Cr	・ IEC 62321-5
	1 mg/kg ≤ Cd	・ BS EN 1122 一部変更（定量下限の拡大）

注 1) 試験対象項目の濃度範囲は、試験規格で規定された範囲内で試験を実施する場合は書く必要はありません。規格で規定された濃度範囲で試験を実施する場合は、その濃度範囲を書いてください。

注 2) 規格の内容を一部変更して用いる場合には、「一部変更（変更内容を記載）」と記載してください。

## 認定範囲

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A1
分類名称	金属

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.1 吸光光度分析： 紫外・可視分光分析	Cr <sup>6+</sup>	・ IEC 62321-7 ・ EN 15205
B2.4 発光分光分析： ICP-AES	Cd、Pb	・ IEC 62321-5
B3.7 質量分析Ⅱ：ICP-MS	Cd、Pb	・ IEC 62321-5

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-10/23-

## 認定範囲

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A1
分類名称	金属：鉄鋼

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.1 吸光光度分析：赤外分 光分析	$0.001\% \leq C \leq 5.0\%$	・ JIS G 1211-3 (8.5.1 を除く)
	$0.0003\% \leq C \leq 0.010\%$	・ JIS G 1211-4
	$0.0005\% \leq S \leq 0.35\%$	・ JIS G 1215-4 (7.6.1, 7.6.2 を除く)
B2.4 発光分光分析： ICP-AES	$0.001\% \leq Nb \leq 2.5\%$	・ JIS G 1237 4 (3)
	※1	・ JIS G 1253
	※2	・ JIS G 1258-1
B3.1 蛍光 X 線分析：XRF	※3	・ JIS G 1256
【注記】		
※1： $0.020\% \leq C \leq 1.00\%$ 、 $0.01\% \leq Si \leq 2.00\%$ 、 $0.09\% \leq Mn \leq 1.80\%$ 、 $0.002\% \leq P \leq 0.150\%$ 、 $0.002\% \leq S \leq 0.040\%$ 、 $0.005\% \leq Cu \leq 1.00\%$ 、 $0.005\% \leq Cr \leq 3.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mo \leq 1.00\%$ 、 $0.005\% \leq Nb \leq 0.055\%$ 、 $0.001\% \leq V \leq 0.150\%$ 、 $0.01\% \leq Ni \leq 4.00\%$ 、 $0.0001\% \leq B \leq 0.0080\%$ 、 $0.002\% \leq Ti \leq 0.25\%$ 、 $0.002\% \leq Al \leq 0.095\%$ 、 $0.002\% \leq Sn \leq 0.045\%$		
※2： $0.01\% \leq Si \leq 0.60\%$ 、 $0.01\% \leq Mn \leq 2.00\%$ 、 $0.003\% \leq P \leq 0.10\%$ 、 $0.01\% \leq Cu \leq 0.50\%$ 、 $0.01\% \leq Cr \leq 3.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mo \leq 1.20\%$ 、 $0.002\% \leq V \leq 0.50\%$ 、 $0.01\% \leq Ni \leq 4.00\%$ 、 $0.001\% \leq Ti \leq 0.30\%$ 、 $0.004\% \leq A \leq 0.10\%$ 、 $0.003\% \leq Co \leq 0.20\%$		
※3： $0.08\% \leq Si \leq 1.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mn \leq 3.00\%$ 、 $0.002\% \leq P \leq 0.050\%$ 、 $0.03\% \leq Cu \leq 0.45\%$ 、 $0.01\% \leq Cr \leq 23.00\%$ 、 $0.01\% \leq Mo \leq 3.85\%$ 、 $0.001\% \leq Nb \leq 1.50\%$ 、 $0.001\% \leq V \leq 0.35\%$ 、 $0.01\% \leq Ni \leq 15.00\%$ 、 $0.001\% \leq Ti \leq 0.45\%$		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-11/23-

サンプリングがある場合、意見及び解釈がある場合の例

## 認定範囲

分野	M26 化学試験
分類コード	M26.A2
分類名称	環境試料：大気

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.4 発光分光分析： ICP-AES	Cd、Pb	・ IEC 62321-5
B3.6 質量分析 I：GC/MS	ダイオキシン類	・ JIS K 0311 ・ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省 平成 20 年 3 月）※1 試料採取：JIS K 0311 5
【注記】 ※1： 意見及び解釈を含む		

<記入例：化学試験（フレキシブルな認定範囲）>

要素 I：試験方法 (method)、要素 II：対象品目・母材(matrix)を固定した場合

## 認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M26 化学試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input checked="" type="checkbox"/> 試験方法 (method) <input checked="" type="checkbox"/> 対象品目・母材 (matrix) <input type="checkbox"/> 分析対象成分 (analyte)

試験方法 (method)	対象品目・母材 (matrix)	分析対象成分 (analyte)	試験規格／標準作業手順
B2.1 吸光光度分析 B2.4 発光分光分析	A1 金属：鉄鋼	※	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのウェブサイトに掲載			

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-12/23-

## &lt;記入例：食品・医薬品試験&gt;

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.1
対象品目	食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	たんぱく質	栄養成分等の分析方法等 (平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号通知 「食品表示基準について」別添) 1 たんぱく質 (1) 窒素定量換算法 1) ケルダール法 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B1 規格試験	脂質	栄養成分等の分析方法等 (平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号通知 「食品表示基準について」別添) 2 脂質 (1) エーテル抽出法 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B1 規格試験	炭水化物	栄養成分等の分析方法等 (平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号通知 「食品表示基準について」別添) 5 炭水化物 差し引き法 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B1 規格試験	灰分	栄養成分等の分析方法等 (平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号通知 「食品表示基準について」別添) 5 炭水化物 ア 灰分 (1) 酢酸マグネシウム添加灰化法 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B1 規格試験	水分	栄養成分等の分析方法等 (平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号通知 「食品表示基準について」別添) 5 炭水化物 イ 水分 (1)カールフィッシャー法 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B1 規格試験	熱量	栄養成分等の分析方法等 (平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号通知 「食品表示基準について」別添) 35 熱量 (1) 修正アトウォーター



【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-13/23-

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
		SOP : SOP 名 (SOP 番号) ※1
【注記】 ※1: 意見及び解釈を含む		

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.10.1
対象品目	穀類, 豆類, 種実類

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	BHC DDT ・・・ 試験対象項目を全て書く  定量下限： ○○ mg/kg ≤ 濃度	食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法 (平成 17 年 1 月 24 日 厚生労働省通知食安発第 0124001 号 別添) 第 2 章 一斉試験法 GC/MS による農薬等の一斉試験法 (農産物) SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.12.1
※	米

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	○○ μg/g ≤ Cd ○○ μg/g ≤ Cr	米 (玄米及び精米) のカドミウム試験法 (平成 22 年 4 月 8 日 厚生労働省通知食安発 0408 第 2 号 別紙) 1. 誘導結合プラズマ発光分光分析法 一部変更 (対象項目を拡大) SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B12 ICP/MS	○○ ppm ≤ Cd	※ 規格基準ではない別の試験法を参照している場合、その規格名と試験法が特定できる項を記載する。 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-14/23-

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.14
※	冷凍食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	細菌数 (生菌数)	食品衛生法 食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 第 1 食品 D 各条 O 冷凍食品 1 冷凍食品の成分規格 (1) SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.14
※	冷凍食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B15.1 培養法	細菌数 (生菌数)	ISO 4833 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B15.1 培養法	大腸菌群	ISO 4832 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B15.1 培養法	黄色ブドウ球菌	ISO 6888-1 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-15/23-

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A1.14
※	冷凍食品

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B15.1 培養法	細菌数 (生菌数)	ISO 4833 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B15.1 培養法	大腸菌群	ISO 4832 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B15.1 培養法	黄色ブドウ球菌	ISO 6888-1 SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A4
※	水道原水及び水道水

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B1 規格試験	カドミウム, セレン 鉛 ヒ素 六価クロム ホウ素 亜鉛 アルミニウム 鉄 銅 ナトリウム マンガン カルシウム マグネシウム	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法 (厚生労働省告示第 261 号 別表第 6)  SOP : SOP 名 (SOP 番号)
B1 規格試験	大腸菌	特定酵素基質培地法 (厚生労働省告示第 261 号 別表第 2)  SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定量範囲は規格に記載のとおり。</li> <li>・ サンプルングも認定範囲に含む (サンプルングの方法は各規格のとおり)。</li> </ul>		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-16/23-

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A20.1
※	原薬

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B22.01 液体クロマトグラフィー		第十七改正日本薬局方 一般試験法 2.01  SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

## 認定範囲

分野	M27 食品・医薬品試験
分類コード	M27.A20.4
※	医薬品製造用水

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B24.06 無菌試験法		第十七改正日本薬局方 一般試験法 4.06  SOP : SOP 名 (SOP 番号)
【注記】		

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-17/23-

<記入例：食品・医薬品試験（フレキシブルな認定範囲）>

要素Ⅰ：試験方法 (method)、要素Ⅱ：対象品目・母材(matrix)を固定した場合

認定範囲（フレキシブルな認定範囲）

分野	M27 食品・医薬品試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input checked="" type="checkbox"/> 試験方法 (method) <input checked="" type="checkbox"/> 対象品目・母材 (matrix) <input type="checkbox"/> 分析対象成分 (analyte)

試験方法 (method)	対象品目・母材 (matrix)	分析対象成分 (analyte)	試験規格／標準作業手順
B15 微生物学試験	A1 食肉製品	※	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのパンフレットに掲載			

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-18/23-

## &lt;記入例：建築建材試験&gt;

認定範囲

分野	M28 建築建材試験
分類コード	M28.A1
分類名称	建具

技術分類コード 及びクラス	試験規格／標準作業手順書
B10 気密・水密性試験	C2001 気密性試験、JIS A 1516 ※1 C2002 水密性試験、JIS A 1517 ※1
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む	

## &lt;記入例：消防法関連試験&gt;

認定範囲

分野	M29 消防法関連試験
----	-------------

対象品目分類コード 及びクラス	試験規格及び詳細
M29.1 消火器	消火器の技術上の規格を定める省令（自治省令第27号）第3条、 第4条 消火器の検定細則 第1章第1（日本消防検定協会）
M29.2 閉鎖型スプリンクラー ヘッド	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（自治 省令第2号）第12条 閉鎖型スプリンクラーヘッドの検定細則 第1章 第6 （日本消防検定協会） ※1
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む	

## &lt;記入例：船舶試験&gt;

認定範囲

分野	M30 船舶試験
----	----------

分類コード及びクラス	試験規格及び詳細
M30.1.1 Part 1 不燃性試験	Fire Test Procedures Code （火災試験方法コード） Part 1 Non-combustibility test （不燃性試験）
M30.1.2 Part 2 煙・毒性試験	Fire Test Procedures Code （火災試験方法コード） Part 2 Smoke and Toxicity test （煙・毒性試験） ※1
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む	

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-19/23-

## &lt;記入例：産業安全機械器具試験&gt;

認定範囲

分野	M31 産業安全機械器具試験
----	----------------

分類コード及びクラス	試験規格及び詳細
M31.1.1 防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0 26.4.2, 26.5.1 IEC 60079-1 15.2, 15.3 IEC 60079-11 10.1, 10.3
M31.2.1 安全靴	JIS T 8101 9.1, 9.2, 9.6 (意見及び解釈を含む)
【注記】	

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-20/23-

## &lt;記入例：生物科学試験&gt;

## 認定範囲

分野	M32 生物科学試験
分類コード	M32.A1.1
分類名称	ヒト：血液

技術分類コード及び名称	試験対象項目	試験規格／標準作業手順書
B2.1 物理化学及び生化学的 技術：クロマトグラ フィー (GC/MS)	ダイオキシン類	血中のダイオキシン類測定暫定マニュアル (厚生省 平成 12 年 12 月) ※1
B2.7 発光光度分析：ICP-MS	Cd $\geq$ 0.1 ng/g Pb $\geq$ 1.5 ng/g Hg $\geq$ 0.2 ng/g Se $\geq$ 20 ng/g Mn $\geq$ 2 ng/g	環境省事業「子供の健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)」血液試料中カドミウム、鉛、水銀、セレン、マンガン標準分析法 (独立行政法人国立環境研究所エコチル調査コアセンター 第二版 修正 2014 年 8 月 4 日)
【注記】 ※1：意見及び解釈を含む		

<記入例：生物科学試験 (フレキシブルな認定範囲) >  
要素Ⅲ：分析対象成分 (analyte) を固定した場合

## 認定範囲 (フレキシブルな認定範囲)

分野	M32 生物科学試験
試験の種類	フレキシブルな認定
固定する要素	<input type="checkbox"/> 試験方法 (method) <input type="checkbox"/> 対象品目・母材 (matrix) <input checked="" type="checkbox"/> 分析対象成分 (analyte)

試験方法 (method)	対象品目・母材 (matrix)	分析対象成分 (analyte)	試験規格／標準作業手順
※	※	競馬及び関連分野において規制対象となる薬物の分析	※
【注記】 ※ 詳細はラボラトリのウェブサイトに掲載			



【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-21/23-

## &lt;記入例：放射線モニタリング&gt;

## 認定範囲

分野	M33 放射線モニタリング
分類コード及び分類名称 クラス(1)	M33.1 個人線量測定
分類コード及び分類名称 クラス(2)	M33.1.1 体幹部用線量計

線量計型式	分類コード及び 名称 クラス(3)	分類コード及び 名称 クラス(4)	エネルギー範囲	線量範囲
Type A-1	M33.1.1.1 X・ $\gamma$ 線	M33.1.1.1.1 $H_p(10)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
		M33.1.1.1.2 $H_p(0.07)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
Type A-2	M33.1.1.1 X・ $\gamma$ 線	M33.1.1.1.1 $H_p(10)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
		M33.1.1.1.2 $H_p(0.07)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
	M33.1.1.2 $\beta$ 線	M33.1.2.1.1 $H_p(0.07)$	200 keV ~ 3 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
	M33.1.1.3 中性子	M33.1.1.3.1 $H_p(10)$	0.025 keV ~ 0.5 eV	0.1 mSv ~ ● mSv
Type A-3	M33.1.1.1 X・ $\gamma$ 線	M33.1.1.1.1 $H_p(10)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
		M33.1.1.1.2 $H_p(0.07)$	16 keV ~ 6.4 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
	M33.1.1.3 中性子	M33.1.1.3.1 $H_p(10)$	0.025 keV ~ 0.5 eV	0.1 mSv ~ ● mSv
【注記】				

## 認定範囲

分野	M33 放射線モニタリング
分類コード及び分類名称 クラス(1)	M33.1 個人線量測定
分類コード及び分類名称 クラス(2)	M33.1.2 末端部用線量計

線量計型式	分類コード及び 名称 クラス(3)	分類コード及び 名称 クラス(4)	エネルギー範囲	線量範囲
Type A-4	M33.1.2.1 X・ $\gamma$ 線	M33.1.2.1.1 $H_p(0.07)$	○ MeV ~ ● MeV	○ Sv ~ ● Sv
Type A-5	M33.1.1.2 $\beta$ 線	M33.1.2.1.1 $H_p(0.07)$	200 keV ~ 3 MeV	0.1 mSv ~ ● mSv
【注記】				

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-22/23-

分野	M33 放射線モニタリング
分類コード及び分類名称 クラス(1)	M33.2 個人線量算定

分類コード及び名称 クラス(2)	分類コード及び名称 クラス(3)	線種	備考
M33.2.1 均等被ばく	M33.2.1.1 実効線量	X・γ線、中性子	
	M33.2.1.2 等価線量(皮膚)	X・γ線、β線、中性子	
	M33.2.1.3 等価線量(水晶体)	X・γ線、β線、中性子	
	M33.2.1.4 等価線量(女性腹部)	X・γ線、中性子	
M33.2.3 均等被ばく+末端 部被ばく	M33.2.3.1 実効線量	X・γ線、中性子	
	M33.2.3.2 等価線量(皮膚)	X・γ線、β線、中性子	
	M33.2.3.3 等価線量(水晶体)	X・γ線、β線、中性子	
	M33.2.3.4 等価線量(女性腹部)	X・γ線、中性子	
【注記】			

【認定番号】  
更新・拡大申請時の場合のみ記入  
初回申請時は空欄のまま提出

認定番号

## 認定申請書 別紙2 (試験所)

-23/23-

## 2) 1)以外の事業所で主たる活動を行う事業所

事業所名称	各事業所の名称（該当がない場合は「該当なし」と記載）	
同 所在地	〒	
	住所	各事業所の所在地
事業所が実施する主たる活動 （該当項目にチェック）	<input type="checkbox"/> 方針の作成 <input type="checkbox"/> プロセス及び/又は手順の開発 <input type="checkbox"/> 契約内容の確認 <input type="checkbox"/> 試験の計画 <input type="checkbox"/> 試験結果のレビュー <input type="checkbox"/> 試験結果の承認及び決定	

該当する項目にチェック

## 【事業所が実施する主たる活動の例】

試験・校正の実施

該当する場合、サンプリング、試料の一時保管及び搬送、試験片の加工等を含む

方針の作成経営方針、事業計画の策定、マネジメントレビュー／内部監査等の計画  
品質マニュアルの策定プロセス及び/又は手順の開発

試験・校正手順書の作成、試験・校正業務のプロセス／工程の策定

契約内容の確認

試験・校正依頼の受注決定

試験・校正の計画

試験・校正業務の工程計画、試験・校正実施納期の管理

試験・校正結果のレビュー

試験・校正結果の評価／チェック

試験・校正結果の承認及び決定

試験・校正結果報告書の承認、発行の承認

## ※ 補足事項

各活動を実施する要員が、機関の組織上所属する事業所と、活動を実施する事業所とが異なる場合、後者の事業所を指します。